

## レズビアン視点からキリスト教を読む ——異性愛主義との〈闘争〉と〈連帯〉の可能性——

堀江 有里（日本基督教団・牧師〔京都教区〕、立命館大学ほか兼任講師）

### 1. はじめに ——問題の所在

「レズビアン」と「キリスト教」という二つのキーワードを提示したが、これらはいずれも現代の日本社会において話題の俎上に載せられるような事柄であるとは言いがたい。宗教統計をみるとキリスト教人口は1パーセント程度であり、日本社会において大きな影響力をもっているとは言いがたい<sup>1</sup>。また、1980年代後半以降、日本における同性愛者の集合行動は広がりはじめ、「性の多様性」も認識されつつあり、性的少数者の「人権」はアジェンダに載せられることもあるが、依然として、レズビアン（女性同性愛者）は日本社会において不可視である。

本稿では、わたし自身がキリスト教のなかで携わってきた諸活動<sup>2</sup>なかで模索してきた「レズビアン」というポジションからキリスト教をとらえなおすという作業の可能性について、その一端を描き出すことを試みたい。キリスト教は、同性愛者を排除する点においても、女性嫌悪／性差別構造を内包している点においても、ある種の“悪名高い”宗教のひとつである。そのなかで「レズビアン」という存在は、周縁に置かれた存在、もしくは「よそ者」（ジンメル）であるともいえる。しかし、そのようなポジションであるからこそ、そこからとらえることのできるなにがしかの可能性もあるのではないだろうか。そこで、「レズビアン」というポジションからみえる異性愛主義との〈闘争〉、そのプロセスで生成する〈連帯〉について、いくつかの断片から考えてみたい。また、そこから導き出される構想が、より広く一般社会において諸権利を剥奪されているマイノリティの社会運動と架橋できるかどうかについて検討することも、本稿のひとつの課題である。とはいえ、具体的な架橋可能性は現段階では筆者の力量を超えることでもあるので、その可能性を考察するための材料の提示にとどめることとしたい。

### 2. キリスト教と排除 ——異性愛主義をめぐって

#### (1) キリスト教と同性愛者差別 ——議論の現状

キリスト教における同性愛者差別問題を考えるにあたって、まず整理しておかなければならないことは、キリスト教がどのように同性愛者という存在を扱ってきたかという点であろう。とくにプロテスタント諸教派のなかで行なわれている議論を取り上げてみても、そこにはさまざまな幅が存在する。たとえば、近年、北米を中心とした議論のなかに「キリスト教（教会）は同性愛を受け入れることができるか」をめぐるものがある。この場合、中心的なテーマとして、①聖礼典（洗礼や聖餐）を執行する牧師の資格を認めるか否か、②教会の構成員（信徒）としての資格を認めるか否か、③同性間「結婚」の誓約、儀式を教会が執行することを認めるか否か、の三点を挙げることができる〔Brash 1995 = 2001〕。

これらのうち、最も多い議論は①であろう。それまでとくに規定はなかったものの、1970年代以降、同性愛者の牧師資格を認めないとする教派が出現した<sup>3</sup>。その背景には、社会における同性愛者の人権運動がある。すなわち、同性愛者の存在が可視化し、その人権を求める動きが広がり始めることによ

て、キリスト教各派でも「同性愛者を牧師として認めるべきではない」という議論が生まれ、一部の教派では禁止事項として制定されるに至った。21世紀に入り、その禁止事項自体を廃棄していく教派もあるものの、おおむね以上のような流れとして把握することができるだろう。

そもそも「キリスト教（教会）は同性愛を受け入れることができるか」という問いの立て方自体が、教会の内部に同性愛者が存在することを想定していない点で問題ではあろう。同性愛者であることを表明しないと、他者にはその人が「同性愛者である」ことは認識されることはない。そのため、表明しない人々を異性愛者として数えるという、一種の異性愛主義がここには横たわっているといえる。また、議論の中心になっている「同性愛者の牧師資格を認めない」という点について、なぜ、「牧師」という職責・役割から同性愛者を排除するのかという背景を探ってみれば、そこでは「聖書」を根拠として自論が展開される場合が圧倒的に多い。聖書解釈の詳細にはここでは踏み込まないが、「聖書」をもって誰かの〈生〉を断罪するという行為については、それぞれのテキストが執筆された文脈を捨象して解釈してしまうという読み手の問題が、これまでも指摘されてきている [Horie, 2010]。そもそも「同性愛者」というカテゴリ自体が近代以降につくられたものであり、古代に記された書物の集積である「聖書」にはそのような発想自体が存在しない。また、「聖書」は、現在あるようなかたちでもとからひとつの文書として存在したわけではなく、異なった時代に記されたいくつもの書物が「聖典」・「正典」として選定されたものである。当然のことながら、その選定・編集過程にも、その時々における権力関係が色濃く反映されている。ユダヤ教の一派としてキリスト教が派生していった経緯を振り返りつつ、上村静はつぎのように述べる。

一度ある書物（群）が「聖書」とされると、それは絶対化される。（中略）そして「聖書」の教えに反するとされた者は断罪され、抹殺されるということが起こる。それは「聖書」の権威を傘に、自らを絶対化・正当化する暴力である。あるいはまた、その規範性ゆえに、自分自身を不当に抑圧するという事態も繰り返される。「聖書」の規範性・拘束性とは、こうした暴力を正当化する詭弁にすぎない [上村 2011 : 5]。

上村は、「聖書」テキストの解釈が、他者の断罪に使われるのみならず、その解釈によって、自己の疎外にも働くという点を指摘している。上村はそれらを「暴力」と表現するが、同性愛者に向けられる——他者としての同性愛者に対しても、また同性愛者である自己に対しても——「暴力」は、その歴史の途中から構築されてきたものであるといえる。

日本においても同様に、プロテスタント諸派をみた場合、多くの教派では牧師の資格を同性愛者に認めないという規則は存在しない。そのため、たとえば合州国のような激しい論争は起こっていないが、これまでも日本においても「差別事件」として問題化されてきた出来事はいくつもある<sup>4</sup>。なぜ、他宗教では問題化されることのない、同性愛者に対する差別問題がキリスト教の世界では、しばしば取り沙汰されるのだろうか。また、なぜ、その根拠として「聖書」という書物が用いられるのだろうか。もちろん、「差別」として認識されるには、問題化の作業が必須である。言い換えれば、問題化されなければ「差別事件」とは認識されることはない。いずれにしても、このような問題化されるプロセスも含めて、キリスト教が同性愛者を排除する、もしくは忌避する背景をみていく必要があるだろう。

## (2) 異性愛主義とキリスト教の装置

根拠として用いられる「聖書」の存在以上に、その背景にある思想が、キリスト教における同性愛者排除の論理を生み出していくケースがある。先述したように、歴史文書である「聖書」を用いて誰をどのように断罪するのは、あくまでも解釈者の理解に過ぎないからである。とすれば、用いる側の問題として、つぎに考えることができるのは、キリスト教の存立構造のなかに同性愛者を排除する異性愛主義という規範が内包されているという点であろう。この点についても、これまでにしばしば指摘されてきた。

たとえば、キリスト教は歴史の途中から、男女間の結合である「結婚」を重要なものとして扱ってきた。カトリック教会とは異なり、プロテスタント教会においては秘蹟（サクラメント）としては数えられないものの、しかし、「結婚」が重要視されてきたことは事実であろう。とりわけ、日本の商業的結婚式——宗教行事としてではなく、ホテルなどの結婚式場で行われるもの——においては、キリスト教式が約7割とも言われるほどの比率を占めており、日本の一般社会において、「結婚」をめぐる領域でのキリスト教のプレゼンスは大きいといえる。

「結婚」をめぐる象徴的に導き出される関係性の規範があることを、キリスト教のなかで性差別問題への取り組みをつづけてきた本多香織は、つぎのように指摘する。すなわち、「キリスト教の『結婚観』は、男女をつがわせ、それが『人格』であることを流布」させてきた、と。その根拠として示されるのは、『日本基督教団口語式文』の「結婚式」の項に、「結婚」とは「人類が創造された当初から神によって定められたもの」であると記されている点である<sup>5</sup>。本多はこの点から、「想像の秩序に則った、生きる主体としての『人格』が、すでに『男女の組み合わせ』であるとされている」と述べ、そこに異性愛主義の思想を読み取る〔本多 2004：22〕。

また、このような「式文」というテキストのみならず、男女一对の関係性を祝福するという行為は、儀式的なかで行われるものであることにも注目しておきたい。儀式は、日常的な空間——「俗」なる空間——から峻別された特別な空間——「聖」なる空間——をつくりだす装置でもある。教会においてこの儀式を執行するのは牧師である。このような空間のなかで、「聖」性の付与が行なわれる。すなわち、結婚式という儀式を司ることが、「聖職者」となるための「装置」であるとの見方もある。たとえば、セクシュアル・ハラスメント問題への取り組みのなかでも、この「聖職者」という表現に象徴される役割が付与されていく過程が、男女間の権力構造を補強してきたのではないかという問いかけがなされてきた。キリスト教会にはさまざまな権力構造が存在している。たとえば、牧師と信徒、男と女、大人と子ども、牧師と伝道師、男性教職と女性教職、などである。「聖職者」とは誰かという問いを立てるとき、その歴史の途中から、「神の言葉」を“とりつく”者として認識されてきたのは男性である〔九州教区 2003：52 - 56〕。

まとめると、つぎのようなことがいえるのではないだろうか。「結婚」は、男女一对の関係性を儀式という「聖」なる特別な空間を措定することによって「祝福」する装置である。そして、その「聖」なる空間をつくりだすために「牧師」という役割が「聖職者」(=男性)として用いられ、再生産されてきた。「結婚」はひとつの儀式に過ぎないが、このように異性愛主義を維持し、再生産していく装置としては、非常に象徴的な出来事であるといえる。ここで維持、再生産される異性愛主義とは、男女一对の関係性を「祝福」と同時に、その関係性自体が権力関係を介在する非対称的なものであることにも注目しておきたい。

### (3) 差別問題への取り組みを困難にする背景

このような異性愛主義を存立構造にもつキリスト教のなかで、たとえば、同性愛者を排除する動きを完全になくしていくことは、はたして可能なのだろうか。筆者にとって、それはほとんど不可能なものであると思われる。存立構造として存在しているのであれば、「自浄」や差別問題の「克服」は、それこそ、キリスト教の存続にもかかわる問題にもなりうるからだ。キリスト教の異性愛主義を問う姿勢は、そのような点で、この宗教の根幹にかかわる「キリスト教批判」を、自分の足元をも問わざるをえないような作業でもある。

それでもなお、日本においても、各地で「同性愛者差別」問題への取り組みは、進められてもいる。これらの取り組みは、排除された同性愛者当事者をエンパワーする意味でも、またキリスト教における異性愛主義を検証する意味でも、重要なものであると思われる。しかし、なおも困難は続く。それは差別問題全般への取り組みについてもいえることなのではないだろうか。差別問題への取り組みを困難にするキリスト教のなかの習性があると思われるからだ。断片的に示しておけば、「他者化」、「儀式化」、「対象化」という三つの特徴を挙げることができる<sup>6</sup>。

まず、「他者化」とは、とくにキリスト教のなかで社会問題にかかわる人々のモチベーションにみられる特徴である。たとえば、キリスト教的（もしくは神学的）な社会問題への取り組みの位置づけとして、「抑圧された人々と共に在るイエス」という表象が用いられることが多い。イエスの生きた時代に、共同体から排除されていた人々と接触し、食事をともにした姿が、現在のわたしたちの生き方の規範として受け取られる。イエスを中心とした教会という共同体のなかで、とくに福音書に記されたイエスの姿に従う“わたしたち”という表象が用いられる。それ自体は、社会問題への取り組みに有効なことではあろう。しかし、あえて言うならば、この発想にはひとつの落とし穴が存在する。つねに排除された人々は「イエスが共に在る」存在であり、“わたしたち”とは、それに従う者としてしか措定されないという点である。言い換えるならば、つねに排除された人々は、イエスを介在してしか出会うことのできない存在であり、自らの共同体の「外」側に存在するものである。そこには直接的な出会いが阻害される発想があるのではないだろうか。

つぎに、「儀式化」という点について。キリスト教では、つねに礼拝や祈りという行為が重要視される。すなわち、儀式によって、信仰が確かめられ、また生活の中心に置かれることがある。それは個人としても集団としても同様である。現在、日本基督教団では、「聖餐」をめぐる——洗礼を受けていない人々が聖餐式の儀式に参加することができるのか否か——大きな論争が起こっているが、そこには、たとえば、聖餐式をなくす、という発想はなかなか出現しない。すなわち、儀式がまずありきのなかで前提がつくられていくという傾向にある。このような習性のなかで、差別問題への取り組みも、ひとつの儀式として措定され、内容が検討されなくなっていくという危険がはらまれているともいえる。

そして、「対象化」という点について。しばしば、差別問題への取り組みの課題を列挙する方法が採用されることがある<sup>7</sup>。差別問題は、問題化されることによって、あらたな項目が加えられることとなる。項目が増えれば増えるほど、担い手が必要になる。もちろん、差別問題には通底する問題系も存在するが、しかし個別では異なる対処方法やアプローチも必要である。となれば、列挙することが、ある種の「覚書」のような意味合いをもちはじめ、それぞれの項目が細分化されることにより、蝸壺化していくという現象も起こるであろう。また、なによりも、課題を羅列することによって不可視化されるのは、差別問題は本来「マジョリティの問題」であるという点であろう。そこでは排除する側の問題、そこに横たわる規範の問題を問う視点が決定的に欠けていることも特徴として挙げることができる。

これらの三つの特徴は、おそらく、キリスト教のみならず、さまざまな差別問題／人権問題についても該当する部分もあるのではないだろうか。もちろん、このような困難があることをもって、差別問題への取り組みを辞めるべきだと主張したいのではない。困難や限界がありつつも、なお、差別問題に取り組むという意義をどのように位置づけていくことができるのかを思考することが、わたしたちに課せられている課題でもある。

では、このようなコンテキストにおいて、「レズビアン」というポジションはどのようにまなざされるのだろうか。その点について次節にてみていくこととしたい。

### 3. 「よそ者」のポジショナリティとその可能性

レズビアンという存在の不可視性については、すでにさまざまな場で指摘されてきた。ここでは性をめぐる二つの規範、性別二元論と異性愛主義という側面に触れておきたい。一方には、女／男という性的差異を機軸として措定されるジェンダー軸、他方には、同性愛／異性愛という〈性的指向〉を機軸として措定されるセクシュアリティ軸を措定することができる。前者においては男性、後者においては異性愛者に、社会のなかでより多くの利益配分がなされている。それらの存在は社会において、前提とされているため、無徴である。逆に、前者においては女性、後者においては同性愛者が有徴記号を付された存在としてある。たとえば、前者については「女医」、「女史」など、女性にしか使用されない用語で男性には対応語が存在しないという例を挙げるができる。

この法則に従えば、レズビアンは、「女性」であり、「同性愛者」であるというふたつの有徴記号を付された存在であると把握できる。しかし実際には、社会のなかでそのように存在が認知されているかという、冒頭に述べたように、不可視であるといえる。すなわち、ジェンダー軸とセクシュアリティ軸の双方が交差した時点で、レズビアンの存在は不可視化され、認識されないという事態が生み出されている。

もう一組の軸の交差をみておきたい。本稿では、キリスト教を事例に取り上げているが、「女性牧師」とはどのような存在であるのだろうか。ここで措定される軸は、先のジェンダー軸と、もうひとつ、信徒／牧師というキリスト教の〈権威〉をめぐって措定される軸である。この〈権威〉軸によると、牧師のほうが多く利益配分をされているのだが、ここでも二つの軸が交差する地点で、「女性牧師」は不可視化されるといえる。カトリックは言うまでもないが、歴史的に女性の牧師を認めてこなかったプロテスタント教派も少なくはない。そのような状況のなかで、牧師＝男性という図式は構築されてきた。とりわけ、日本の場合、牧師の選定に際して、とくに教会が牧師を選出することができる招聘制度をもった教派においても、候補者として選ばれるのは、圧倒的に男性である。そして、女性は、異性愛者であろうと同性愛者であろうと、その候補からもれ落ちることが多い。この場合、先に述べたセクシュアリティ軸よりもジェンダー軸が優先して基準となっているという現実が示されているといえる。

このようなキリスト教のなかで、レズビアンで牧師であるという属性をもつ者は、二重に不可視化される現状にあるといえる。それは、存在が認識されないというよりは、もともと存在しないものとされた「非在」であると表現したほうが適切であろう。たえず〈周縁〉に置かれる存在としてある、ということだ。

社会学者のジンメルは「よそ者」という概念を提示した。以後、この概念は、さまざまなマイノリティの状況を描き出すための鍵語として使われてきた。ジンメルによると、「よそ者」とは「放浪と定住の中間的な存在」であり、「滞在するが定着はしない」という特徴をもつ。性格には「定着できない」

存在であるということだろう。ジンメルは、「実践的にも理論的にもより自由な人間であり、彼〔ママ〕は状況をより偏見なく見渡し、それをより普遍的により客観的な理想で判定し、したがって行為において習慣や忠誠や先例によって拘束されない」と述べる〔ジンメル 1994：288〕。

ジンメル自身、ユダヤ人として生まれ、育っていくなかで、周縁に置かれた存在を積極的に意味ある存在として描き出そうとしたという背景はある。ここでは流動性が積極的に位置づけられている。もちろん、逆に、集団のなかでの成員との有機的なつながりが希薄になればなるほど、排除される傾向をもつことは事実であろう。それでも、この「自由な人間」としての発想力を追求していくなかで、まずは不可視化された位置からの可能性をみつけていくことも可能なのではないだろうか。ただ、システムに組み込まれている以上、社会からまったく「自由な人間」として存在することは不可能であるという点については付け加えておきたい。ここで可能性として明記しておきたいことは、異なった存在として名づけを引き受け、そして名乗ること、そこから生み出されていく差異を伴う人々のなかでの対話の可能性である。このような名づけの引き受けと、そこから派生する行動を〈闘争〉、そして差異を伴う人々のなかでの対話を〈連帯〉として位置づけておきたい。

## 4. 〈闘争〉と〈連帯〉に向けて

### (1) 社会運動の二つのベクトル

困難が多く横たわっているなかで、それでも現状を乗り切っていくこと、未来を思考／志向していくことは、どのようなかたちで可能なのだろうか。最後に、これまでの活動から導き出される社会運動の可能性について述べておきたい。

社会運動には、大きくわけて二つのベクトルが存在するのではないだろうか。ひとつには、いわゆる「政策提言」を行なうもの、そしてもうひとつには、排除を引き起こす規範を根源的に批判していくものである。

まず、「政策提言」型の社会運動であるが、ここでいう「政策」とは行政や政府に対して要求するものだけではない。ある共同体における排除された存在を包摂していくために、ルールづくりや協議の場の設定を求めていくものをも含めてとらえたい。詳細には踏み込まないが、昨今、性的少数者の人権を求める動きのなかで、そこで使われるレトリックが問題視されることがある。たとえば、自らを「善良な市民」であると表現することである。そこには「国民」や「納税者」という表現も用いられることがある。すなわち、市民としての「義務」を果たしているのであるから、権利も付与されるべきだというレトリックである。性的少数者を排除する人々に対し、自らが「ごく普通の」存在であり、たとえば同性愛者ではあっても「異性愛者とかかわらない人間」であるという主張が行なわれることがある。このようなレトリックの使用されるなかで、生活保護受給者や野宿者、日本国籍をもたない人々が想定されているのだろうか。また、「普通ではない」様相や生活をしている人々とは、どのような人々が想定されるのだろうか。いくつも疑問は生じるのだが、ここにはマジョリティに主張を差し向けていくときのジレンマが浮かび上がってくることがわかる。すなわち、マイノリティの属性をもつ人々がマジョリティに承認されることは、まずはその声を、主張を“聞いてもらう”ために、ある程度、規範にのっかった言説を繰り出さなければならない、ということだ。そして、そこからもれた人々を排除することになってしまうことは、つねにコインの表裏の問題であろう。このようなレトリックの問題点は、「同化」傾向を持たざるをえないということに、多くは無自覚であるという点である。

この点については、法策定を求める動きにもみられる。法というのは、つねに線引きを含むものであ

る。そして、その線引きを受け入れないと、「権利」要求を行うことはできないというアイロニーがそこには横たわっている<sup>8</sup>。

もうひとつの「根源的に規範を問いつづける」型の社会運動についてみておきたい。これは排除されたものを包摂することを主張するのではなく、そもそものマジョリティ側の規範を、文字通り、根源的に問う方向性をもつものである。しかし、「問う」ことはこれまでもみてきたとおり、簡単なことではない。というのは、規範がすべてなくなってしまうえば、社会が成り立たなくなってしまうからだ。また、現状の社会に対して批判すれば、多くの場合、「対案」を求められることが多い点も、「問う」ことの前に立ちはだかっている困難でもある。ここでの目標があるとすれば、社会変革を直接的に模索することではなく、〈抵抗〉の可能性であろう。もちろん、自分も「問う」対象のシステムのなかで生きているわけだから、その批判は、自分の足元を切り崩さざるをえない営為として存在する。

これら二つの社会運動のベクトルは、言ってみれば、車の両輪でもある。マイノリティを排除する社会規範を問うためには、マジョリティにその声が「聞かれる」必要があるだろうし、「聞かれる」ことがなければ、主張していく意味も意義もないとされるだろう。ただ、筆者は後者の必要性をあらためて強調しておきたい。目先の出来事にコミットしていくことのほうが目標設定をしやすいのは現実である。そのため、性的少数者の社会運動にしても、前者のベクトルを色濃くもつところに人が集まりやすい。しかし、そこで起こっている他者排除の問題に自覚的になる必要があるだろうことを強調しておきたい。

## (2) 孤独と孤独がつながるネットワークの可能性

批判的な営為を遂行していこうとするとき、それは「わかりにくい」ものとして感得されることがある。人と異なることが負の要素として認識されることが少なくはない社会のなかで、「わかりにくい」というレッテルを貼られ、その声が聞かれることのないところに放置されることは、人と人との繋がる可能性をも阻害してしまう。であるからこそ、人は「わかりやすさ」を求めるのだろう。しかし、マジョリティの規範を問うために、簡単に迎合しない、「同化」を前提としない方法を求めようとするならば、その「わかりにくさ」は、ときに避けて通ることのできないものともなりうる。

そこでもしスローガンを導き出すとすれば、“ひとりで生きる”ことを前提としつつ、しかし“他者と生きる”ことを模索する方法もありうる、ということである。すなわち、「わかりにくさ」に留まることによって、そこで生み出される言葉を紡ぎながら、同様に「わかりにくさ」を掘り下げていこうとする人々との〈連帯〉を生み出すという方法である。それは求めて生まれる〈連帯〉ではないかもしれない。あくまでも、掘り下げるといふ孤独な営為のなかで〈闘争〉していくことによって、結果として浮かび上がってくる〈連帯〉である。

先に引用した本多香織は、べつの場所ではつぎのように述べている。2006年、日本基督教団の総会において起こった「同性愛者差別事件」の後に紡ぎ出された文章である。

教団はまた総会という場で、「差別事件」を置き去りにしてしまった。「事件」とは、そのただ中に身をさらされた人にとって、それまでの日常、生きている存在と現実を、その根底からうち崩していくできごとだろうと思う。いのちそのものである、生き死にの現実には深く深くつながっている。「事件」はその後の時を支配する力を持ち合わせているし、容赦なく「事件の時」は続いているのだろうと思う。時が流れても色褪せず、より鮮明に突き刺さってくるものとして。(中略)「事件」は決して削除したり、無かったことにしたり、置き去りにしてはならないし、できないことだろう。

だからこそ「事件」を引き起こしたことにつながる一人ひとりが、そしてわたしが、その「事件の時」に身をさらしつつ、自らの内側に踏みこみ、その足下を深く掘り起こしていかなければならないと思う。それぞれが引き受けざるを得ない「居地」にたどりつくために、しんどくても自分で掘り続けるしかないのだろう……と思いつつ [本多 2007: 51] (強調傍点、引用者)。

本多が示していることは、「差別事件」というものが、それを意識しない人々にとってはやり過ごすことができたとしても、意識せざるをえない人々にとっては「それまでの日常、生きている存在と現実を、その根底からうち崩していくできごと」であるという想像力と密接に結びつく問題であろう。そこには「同性愛者」であるという属性はもはや大きな軸とはならないともいえる。「できごと」に遭遇した人々——目撃者たち——が、その「できごと」をどのように感じ取り、それぞれの日常の場に帰っていったときに、その感情をどのように引き継いでいけるか、という課題をも示しているようにも読める。

「事件の時」という時間と空間を「置き去り」にしたという認識は、その後の日常の場にも引き継いで想起されるとすれば、その作業は孤独な作業でもある。本多は、その作業を「自らの内側に踏みこみ、その足下を深く掘り起こして」いく作業として描出する。そこで見出されるのは、「それぞれが引き受けざるを得ない『居地』にたどりつく」ということである。

誰かと繋がろうとしつつも、しかし、実際に掘り下げていこうとする作業は孤独のただなかで遂行される。言い換えれば、その孤独とは、共同体を求めつつも、しかし共同体が困難もしくは不可能であることを知ることによって生み出される〈孤独〉なのではないだろうか。他者が存在するから「単独者」であることを知るという経緯がそこには横たわっているといえる。

異なる者との関係性の模索は、このような孤独な掘り下げの先にあるものなのかもしれない。都市社会学者である西澤晃彦は、「社会的なもの」の構想するなかで「社会」という概念を再考しながら、つぎのように述べる。「そもそも社会という拡がり」は、「他者との間にある分裂・分断をこえようとするときに、共通の地平として構築され、参照されるものだった」[西澤 2010: 165]。「社会」とは、そこにすでにあるものではなく、たえず、流動しながらも「拡がり」をもちつづけるものである。その「拡がり」とは、異質なものをたえず含みこみながら、その境界線で抗争しつつ、排除と包摂を繰り返してきた。その境界線の措定をみつめつつ、単純に包摂を求めるのではなく——承認を求めて「同化」傾向へと迎合していくのではなく——、まずは、明確な分断線が引かれつづけ、排除が創出されていく様相を、その境界をこそ見極めていく必要があるのではないだろうか。

## 5. むすびにかえて

本稿では、キリスト教におけるレズビアン position から〈闘争〉と〈連帯〉の可能性を描き出すことを試みてきた。しかし、これらはいまだ断片的なことに過ぎず、それらが有機的に繋がり、人と人とが繋がる可能性を、また社会運動の積極的な可能性を提示するには、さらなる具体的な考察が必要である。

ただ、検討することで模索してきたことは、困難が横たわりながらも、しかし、さまざまな〈闘争〉が、そのプロセスのなかで〈連帯〉を生み出すことがあるという希望である。その希望を安易に求めることによって、生み出されるあらたな排除があるという、ごく“当たり前”のことしか提示しえていないが、異なる存在がどのように〈連帯〉の可能性を見出すことができるのかについて、その具体的な作業については、筆者の今後の課題としたい。



<sup>1</sup> 宗教統計調査（文部科学省）によると、キリスト教系の信者は 207,304,920 人中 2,121,956 人である（2010 年 12 月 31 日現在）。宗教教団が提出する信者数をもとに数値が出されているため、複数の宗教にまたがってカウントされる人々が存在することが、人口以上の数値となるひとつの理由であることが指摘されている。また、キリスト教は信者数としては少数者であるものの、各地にキリスト教主義学校が存在するように、教育の面において日本社会に多くの影響を及ぼしているともいえる。

<sup>2</sup> 本稿では諸活動についての詳細には踏み込まないが、とくに筆者の所属する日本基督教団での「同性愛者差別事件」とそれに対する全国的な異議申し立て運動の経緯と詳細については〔堀江 2006（第二部）〕をご参照いただければ幸いである。

<sup>3</sup> 注意すべきは「信徒」ならば良いとする見解である。「牧師」は信徒（キリスト教の信者であること）を前提としているが、「信徒」とは異なる権威が付与されていることがわかる。この点については後述する。

<sup>4</sup> たとえば、1998 年に日本基督教団で起こった出来事としては、教師（牧師）検定試験の受験に際し、自らゲイとして表明した男性に対して「簡単に認めるべきではない」との発言があり、「差別事件」として全国的な異議申し立て運動が起こった〔堀江 2006〕。これは日本のキリスト教史において「同性愛者差別」という課題が公的に問題化された最初のものであろう。ただ、それ以前にレズビアンやトランスジェンダーがすでに牧師になっていたことを付け加えておきたい。同年には在日大韓基督教会においても、公言している他教派の牧師が講演会でのスピーチを依頼されたことについて、講師再考の促しや教会使用拒否が起り、問題化されている〔堀江 2012〕。また、日本基督教団の地域共同体である東北教区（宮城県、山形県、福島県の諸教会から構成される共同体）では、2006 年に「（同性愛者を）牧師として招くことには反対する」との発言（〔本多 2007〕、〔増岡 2007〕）や 2010 年に公言しているレズビアン牧師の礼拝説教拒否（〔堀江 2011〕）が「差別事件」として問題化された。もちろん、これらは“氷山の一角”だともいえる。というのは問題化されなかった出来事も多くあるからだ。

<sup>5</sup> ここで引用されている『日本基督教団式文（口語）』（日本基督教団信仰職制委員会編、1959 年、日本基督教団出版局）については現在、あらたなものが出版されているが、通底する思想としては変化がないため、少なくとも、現在の日本基督教団の「主流」の思想として存在しつづけているものであろう。

<sup>6</sup> これらの三点の特徴は以下の拙論にて述べたものだが、ここでは仮説として提示しておく。詳細は稿を改めて論じる予定である（堀江有里、2011、「キリスト教が生み出す同性愛者差別」日本基督教団京都教区常置委員会『同性愛者差別問題を考えるつどい 2011・報告書』2011 年 3 月 21 日開催、18 - 23 頁）。

<sup>7</sup> たとえば、筆者が所属する日本基督教団京都教区（滋賀県、京都府に位置する教会の地域共同体）は「宣教基本方針・方策」をもつ。その「宣教基本方策」には「Ⅱ、主イエスが苦しむ者と共に苦しまれたように、差別問題に取り組む」として、9 項目が掲げられているが、つぎのような内容を含むものである。「部落差別問題、『しょうがい』者差別問題、セクシュアル・ハラスメント問題、同性愛者差別、性同一性障害者差別、外国人差別」、「野宿生活を余儀なくされている人たちの人権」、「子どもの生きる権利」。これらの項目は時代の変遷によって、何が問題化されるかによって修正されてきたものである。同じように項目を列挙して課題を示す方策は、差別問題への取り組みを熱心に進めている場ではしばしば見かけるものである。

<sup>8</sup> たとえば、同性間の婚姻やパートナーシップの法的保護を求める動きについての批判的考察と、想定されるオルタナティブについては〔堀江 2011b〕にて検討した。

## 〔文 献〕

上村静, 2011, 『旧約聖書と新約聖書』新教出版社.

ジンメル, ゲオルグ, [1908] 1994, 『社会学——社会化の諸形式についての研究』下巻（居安正訳）白水社.

西澤晃彦, 2010, 『貧者の領域——誰が排除されているのか』河出書房新社.

日本基督教団九州教区伝道センター 平和・人権部門・編, 2003, 『セクシュアル・ハラスメントと教会——学びのためのブックレット』日本基督教団九州教区・発行.

Brash, Alan. A., 1995, *Facing Our Differences : The Church and Their Gay and Lesbian Members*, Geneva : WCC Publications. (= 2001, 岸本和世訳『教会と同性愛——互いの違いと向き合いながら』新教出版社.)

堀江有里, 2006, 『「レズビアン」という生き方——キリスト教の異性愛主義を問う』新教出版社.

———, 2011a, 『「差別事件」をめぐる『責任』回避の構造——日本基督教団東北教区を事例に』花園大学人権教育研究センター『人権教育研究』第 19 号, 148 - 172 頁.

- , 2011b, 『『反婚』思想／実践の可能性 —— 〈断絶〉の時代に〈つながり〉を求めて』クィア学会『論叢クィア』第4号, 50 - 65 頁.
- , 2012 (近刊), 「在日韓国人コミュニティにおけるレズビアン差別 —— 交錯する差別／錯綜する反差別」天田城介・村上潔・山本崇記編『差異の繋争点』ハーベスト社.
- Horie, Yuri, 2010, “Reconsidering the Family: Perspective of a Lesbian Living in Japanese Society”, *In God's Image: Journal of Asian Women's Resource Centre for Culture and Theology*, Vol. 29, No. 2, pp. 58-66.
- 本多香織, 2004, 「結婚も, 結婚式も, ほんとうに必要なのか」『福音と世界』第59巻・第1号 (2004年2月号), 新教出版社, 16 - 23 頁.
- , 2007, 「第35回日本基督教団総会についての雑感」『福音と世界』第62巻・第2号 (2007年2月号), 新教出版社, 47 - 51 頁.
- 増岡広宣, 2007, 「『差別発言』を越えて —— カミングアウト・抵抗と連帯」『福音と世界』第62巻・第2号 (2007年2月号), 新教出版社, 41 - 46 頁.

#### [付 記]

本稿は「第53回ジェンダーセッション」(2011年11月10日)にて口頭発表したものをもとに文書化したものである。貴重な場を提供して下さった立教大学ジェンダーフォーラムの所長・新田啓子先生をはじめスタッフの方々、また当日に参加された方々、コメントをくださった方々に心より感謝申し上げます。